



栃木県公報

令和4(2022)年
12月27日(火)
号 外
第 69 号

目 次

教育委員会

○栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正…………… 1

人事委員会

○職員の定年等に関する規則の制定…………… 4

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正…………… 6

○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正…………… 7

○期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正…………… 13

○職員の退職手当に関する規則の一部改正…………… 14

教育委員会

栃木県教育委員会規則第12号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第14（第11条関係） 昇格時号給対応表 ア 教育職給料表(1)昇格時号給対応表					別表第14（第11条関係） 昇格時号給対応表 ア 教育職給料表(1)昇格時号給対応表				
昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給				昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	略	略	略		2級	略	略	略
略	略				略	略			
59	<u>33</u>	略	略	略	59	34	略	略	略
略	略				略	略			
61	<u>34</u>	略	略	略	61	<u>35</u>	略	略	略
62	<u>34</u>	略	略	略	62	<u>35</u>	略	略	略
63	<u>35</u>	略	略	略	63	<u>36</u>	略	略	略
64	<u>35</u>	略	略	略	64	<u>36</u>	略	略	略
65	<u>35</u>	略	略	略	65	<u>37</u>	略	略	略
66	<u>36</u>	略	略	略	66	<u>37</u>	略	略	略
67	<u>36</u>	略	略	略	67	<u>38</u>	略	略	略
68	<u>36</u>	略	略	略	68	<u>38</u>	略	略	略
69	<u>37</u>	略	略	略	69	<u>39</u>	略	略	略
70	<u>38</u>	略	略	略	70	<u>39</u>	略	略	略

71	<u>39</u>	略	略	略
略				
82	<u>45</u>	略	略	
83	<u>46</u>	略	略	
84	<u>46</u>	略	略	
85	<u>47</u>	略	略	
86	<u>47</u>	略	略	
87	<u>48</u>	略	略	
88	<u>48</u>	略	略	
89	<u>49</u>	略	略	
90	<u>49</u>	略	略	
91	<u>50</u>	略	略	
92	<u>50</u>	略	略	
93	<u>51</u>	略	略	
94	<u>51</u>	略	略	
95	<u>52</u>	略	略	
96	<u>52</u>	略	略	
97	<u>53</u>	略	略	
98	<u>53</u>	略	略	
99	<u>54</u>	略	略	
100	<u>54</u>	略	略	

略				
102	<u>55</u>	略	略	

略

イ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	略	略	略

略

51	<u>41</u>	略	略	略
----	-----------	---	---	---

略

53	<u>42</u>	略	略	略
54	<u>42</u>	略	略	略
55	<u>43</u>	略	略	略
56	<u>43</u>	略	略	略
57	<u>43</u>	略	略	略
58	<u>44</u>	略	略	略
59	<u>44</u>	略	略	略
60	<u>44</u>	略	略	略
61	<u>45</u>	略	略	略
62	<u>45</u>	略	略	略
63	<u>46</u>	略	略	略
64	<u>46</u>	略	略	略

略

70	<u>49</u>	略	略	略
71	<u>50</u>	略	略	略
72	<u>50</u>	略	略	略
73	<u>51</u>	略	略	略
74	<u>51</u>	略	略	略

71	<u>40</u>	略	略	略
略				
82	<u>46</u>	略	略	
83	<u>47</u>	略	略	
84	<u>48</u>	略	略	
85	<u>49</u>	略	略	
86	<u>49</u>	略	略	
87	<u>50</u>	略	略	
88	<u>50</u>	略	略	
89	<u>51</u>	略	略	
90	<u>51</u>	略	略	
91	<u>52</u>	略	略	
92	<u>52</u>	略	略	
93	<u>53</u>	略	略	
94	<u>53</u>	略	略	
95	<u>53</u>	略	略	
96	<u>54</u>	略	略	
97	<u>54</u>	略	略	
98	<u>54</u>	略	略	
99	<u>55</u>	略	略	
100	<u>55</u>	略	略	

略				
102	<u>56</u>	略	略	

略

イ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	略	略	略

略

51	<u>42</u>	略	略	略
----	-----------	---	---	---

略

53	<u>43</u>	略	略	略
54	<u>43</u>	略	略	略
55	<u>44</u>	略	略	略
56	<u>44</u>	略	略	略
57	<u>45</u>	略	略	略
58	<u>45</u>	略	略	略
59	<u>45</u>	略	略	略
60	<u>46</u>	略	略	略
61	<u>46</u>	略	略	略
62	<u>46</u>	略	略	略
63	<u>47</u>	略	略	略
64	<u>47</u>	略	略	略

略

70	<u>50</u>	略	略	略
71	<u>51</u>	略	略	略
72	<u>52</u>	略	略	略
73	<u>53</u>	略	略	略
74	<u>53</u>	略	略	略

75	<u>52</u>	略	略	略
76	<u>52</u>	略	略	略
77	<u>53</u>	略	略	略
78	<u>53</u>	略	略	略
79	<u>54</u>	略	略	略
80	<u>54</u>	略	略	略
81	<u>55</u>	略	略	略
82	<u>55</u>	略	略	略
83	<u>56</u>	略	略	略
84	<u>56</u>	略	略	略
85	<u>57</u>	略	略	略
86	<u>58</u>	略	略	略
87	<u>59</u>	略	略	略
略				

備考 略

別表第15 (第12条関係)

降格時号給対応表

ア 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給			
	2級か ら1級 への降 格	略	略	略
略				
33	<u>59</u>	略	略	略
34	<u>62</u>	略	略	略
35	<u>65</u>	略	略	略
36	<u>68</u>	略	略	略
37	<u>69</u>	略	略	略
38	<u>70</u>	略	略	略
39	<u>71</u>	略	略	略
略				
45	<u>82</u>	略	略	略
46	<u>84</u>	略	略	
47	<u>86</u>	略	略	
48	<u>88</u>	略	略	
49	<u>90</u>	略	略	
50	<u>92</u>	略	略	
51	<u>94</u>	略	略	
52	<u>96</u>	略	略	
53	<u>98</u>	略	略	
54	<u>100</u>	略	略	
55	<u>102</u>	略	略	
略				

イ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給			
	2級か ら1級 への降 格	略	略	略
略				

75	<u>54</u>	略	略	略
76	<u>54</u>	略	略	略
77	<u>55</u>	略	略	略
78	<u>55</u>	略	略	略
79	<u>56</u>	略	略	略
80	<u>56</u>	略	略	略
81	<u>57</u>	略	略	略
82	<u>57</u>	略	略	略
83	<u>58</u>	略	略	略
84	<u>58</u>	略	略	略
85	<u>59</u>	略	略	略
86	<u>59</u>	略	略	略
87	<u>60</u>	略	略	略
略				

備考 略

別表第15 (第12条関係)

降格時号給対応表

ア 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給			
	2級か ら1級 への降 格	略	略	略
略				
33	<u>58</u>	略	略	略
34	<u>60</u>	略	略	略
35	<u>62</u>	略	略	略
36	<u>64</u>	略	略	略
37	<u>66</u>	略	略	略
38	<u>68</u>	略	略	略
39	<u>70</u>	略	略	略
略				
45	<u>81</u>	略	略	略
46	<u>82</u>	略	略	
47	<u>83</u>	略	略	
48	<u>84</u>	略	略	
49	<u>86</u>	略	略	
50	<u>88</u>	略	略	
51	<u>90</u>	略	略	
52	<u>92</u>	略	略	
53	<u>95</u>	略	略	
54	<u>98</u>	略	略	
55	<u>101</u>	略	略	
略				

イ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給			
	2級か ら1級 への降 格	略	略	略
略				

略				
41	<u>51</u>	略	略	略
42	<u>54</u>	略	略	略
43	<u>57</u>	略	略	略
44	<u>60</u>	略	略	略
45	<u>62</u>	略	略	略
46	<u>64</u>	略	略	
47	<u>66</u>	略	略	
略				
49	<u>70</u>	略	略	
50	<u>72</u>	略	略	
51	<u>74</u>	略	略	
52	<u>76</u>	略	略	
53	<u>78</u>	略	略	
54	<u>80</u>	略	略	
55	<u>82</u>	略	略	
56	<u>84</u>	略	略	
57	<u>85</u>	略	略	
58	<u>86</u>	略	略	
59	<u>87</u>	略	略	
略				

略				
41	<u>50</u>	略	略	略
42	<u>52</u>	略	略	略
43	<u>54</u>	略	略	略
44	<u>56</u>	略	略	略
45	<u>59</u>	略	略	略
46	<u>62</u>	略	略	
47	<u>65</u>	略	略	
略				
49	<u>69</u>	略	略	
50	<u>70</u>	略	略	
51	<u>71</u>	略	略	
52	<u>72</u>	略	略	
53	<u>74</u>	略	略	
54	<u>76</u>	略	略	
55	<u>78</u>	略	略	
56	<u>80</u>	略	略	
57	<u>82</u>	略	略	
58	<u>84</u>	略	略	
59	<u>86</u>	略	略	
略				

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に教育委員会が人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(総務課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第19号

職員の定年等に関する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

栃木県人事委員会委員長 井澤 晃太郎

職員の定年等に関する規則

職員の定年等に関する規則（昭和60年栃木県人事委員会規則第1号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号。以下「条例」という。）第4条第5項、第6条第3号、第12条及び第13条の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるもの

とする。

(勤務延長職員の異動に係る承認)

第2条 任命権者は、条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）を他の職へ異動（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の6第4項に規定する職員となる異動を除く。）させる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

(勤務延長等に係る職員の同意)

第3条 任命権者は、条例第4条第3項及び第4項並びに第10条に規定する職員の同意を書面によって得なければならない。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第4条 条例第6条第3号の人事委員会規則で定める職は、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の主幹教諭とする。

(辞令の交付)

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に当該任命権者が定める人事異動に関する通知書（以下この条において「辞令」という。）を交付しなければならない。ただし、第5号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合
- (2) 勤務延長の期限（条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この条において同じ。）を延長する場合
- (3) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (4) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合
- (5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合
- (6) 条例第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。）を延長する場合
- (7) 条例第9条の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（条例第6条に規定する職をいう。）に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(報告)

第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。

- (1) 前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況
- (2) 前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条第1項又は第3項の規定により異動期間が延長された職員に係る当該異動期間の延長の状況
(定年前再任用の選考に用いる情報)

第7条 条例第12条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用（条例第12条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、職員の定年等に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 この規則の施行の日前に条例による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年栃木県条例第2号）第3条に規定する定年（以下「旧条例定年」という。）に達した職員に係る改正前の職員の定年等に関する規則第6条の規定による報告については、なお従前の例による。

2 第2条、第3条及び第5条の規定は、条例附則第3条第1項の規定による勤務について準用する。

(条例附則第3条第2項の人事委員会規則で定める職及び職員)

第3条 条例附則第3条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、

基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 条例附則第3条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例定年に準じた年齢）に達している職員とする。

（暫定再任用の選考に用いる情報）

第4条 条例附則第4条第1項及び第2項並びに第5条第1項及び第2項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用（条例附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（暫定再任用の任期の更新に係る同意）

第5条 任命権者は、条例附則第4条第5項（条例附則第5条第3項において準用する場合を含む。）に規定する職員の同意を書面によって得なければならない。

（条例附則第9条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

第6条 条例附則第9条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 条例附則第9条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 条例附則第9条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

栃木県人事委員会規則第20号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

栃木県人事委員会委員長 井澤 晃太郎

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)	(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当（条例第4条の規定による防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当をいう。第29条第1項において同じ。）の額は、従事した日1日につき、 <u>次の各号</u>	3 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当（条例第4条の規定による防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当をいう。第29条第1項において同じ。）の額は、従事した日1日につき <u>330円（著</u>

に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 次号に掲げる作業以外の作業 330円
- (2) 前項第1号の防疫作業（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会が定める家畜伝染病に係るものに限る。） 450円（著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、900円）

しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、660円）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県人事委員会規則第21号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年栃木県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後									改 正 前								
別表第23（第16条関係） 昇格時号給対応表 ア 行政職給料表昇格時号給対応表									別表第23（第16条関係） 昇格時号給対応表 ア 行政職給料表昇格時号給対応表								
昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給								昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	略	略	略	略	略	略	略		2級	略	略	略	略	略	略	略
略	略								略	略							
59	<u>25</u>	略	略	略	略	略	略	略	59	<u>26</u>	略	略	略	略	略	略	略
略	略								略	略							
61	<u>26</u>	略	略	略	略	略	略	略	61	<u>27</u>	略	略	略	略	略	略	略
62	<u>26</u>	略	略	略	略	略	略	略	62	<u>27</u>	略	略	略	略	略	略	略
63	<u>27</u>	略	略	略	略	略	略	略	63	<u>28</u>	略	略	略	略	略	略	略
64	<u>27</u>	略	略	略	略	略	略	略	64	<u>28</u>	略	略	略	略	略	略	略
65	<u>27</u>	略	略	略	略	略	略	略	65	<u>29</u>	略	略	略	略	略	略	略
66	<u>28</u>	略	略	略	略	略	略	略	66	<u>29</u>	略	略	略	略	略	略	略
67	<u>28</u>	略	略	略	略	略	略	略	67	<u>30</u>	略	略	略	略	略	略	略
68	<u>28</u>	略	略	略	略	略	略	略	68	<u>30</u>	略	略	略	略	略	略	略
69	<u>29</u>	略	略	略	略	略	略	略	69	<u>31</u>	略	略	略	略	略	略	略
70	<u>29</u>	略	略	略	略	略	略	略	70	<u>31</u>	略	略	略	略	略	略	略
71	<u>30</u>	略	略	略	略	略	略	略	71	<u>32</u>	略	略	略	略	略	略	略
72	<u>30</u>	略	略	略	略	略	略	略	72	<u>32</u>	略	略	略	略	略	略	略
73	<u>31</u>	略	略	略	略	略	略	略	73	<u>33</u>	略	略	略	略	略	略	略
74	<u>31</u>	略	略	略	略	略	略	略	74	<u>33</u>	略	略	略	略	略	略	略
75	<u>32</u>	略	略	略	略	略	略	略	75	<u>34</u>	略	略	略	略	略	略	略

76	<u>32</u>	略	略	略	略	略		
77	<u>33</u>	略	略	略	略	略		
78	<u>33</u>	略	略	略	略	略		
79	<u>34</u>	略	略	略	略	略		
80	<u>34</u>	略	略	略	略	略		
81	<u>35</u>	略	略	略	略	略		
82	<u>35</u>	略	略	略	略	略		
83	<u>36</u>	略	略	略	略	略		
84	<u>36</u>	略	略	略	略	略		
85	<u>37</u>	略	略	略	略	略		
86	<u>37</u>	略	略	略	略			
87	<u>38</u>	略	略	略	略			
88	<u>38</u>	略	略	略	略			
89	<u>39</u>	略	略	略	略			
90	<u>39</u>	略	略	略	略			
91	<u>40</u>	略	略	略	略			
92	<u>40</u>	略	略	略	略			
93	<u>41</u>	略	略	略	略			

略

イ 略

ウ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	略	略
略				
54	<u>25</u>	略	略	略
55	<u>26</u>	略	略	略
56	<u>26</u>	略	略	略
57	<u>27</u>	略	略	略
58	<u>27</u>	略	略	略
59	<u>28</u>	<u>21</u>	略	略
60	<u>28</u>	略	略	略
61	<u>29</u>	<u>22</u>	略	略
62	<u>29</u>	<u>22</u>	略	略
63	<u>30</u>	<u>23</u>	略	略
64	<u>30</u>	<u>23</u>	略	略
65	略	<u>23</u>	略	略
66	<u>31</u>	<u>24</u>	略	略
67	略	<u>24</u>	略	略
68	略	<u>24</u>	略	略
69	略	<u>25</u>	略	略
70	略	<u>25</u>	略	略

76	<u>34</u>	略	略	略	略	略		
77	<u>35</u>	略	略	略	略	略		
78	<u>35</u>	略	略	略	略	略		
79	<u>36</u>	略	略	略	略	略		
80	<u>36</u>	略	略	略	略	略		
81	<u>37</u>	略	略	略	略	略		
82	<u>37</u>	略	略	略	略	略		
83	<u>38</u>	略	略	略	略	略		
84	<u>38</u>	略	略	略	略	略		
85	<u>39</u>	略	略	略	略	略		
86	<u>39</u>	略	略	略	略			
87	<u>40</u>	略	略	略	略			
88	<u>40</u>	略	略	略	略			
89	<u>41</u>	略	略	略	略			
90	<u>41</u>	略	略	略	略			
91	<u>42</u>	略	略	略	略			
92	<u>42</u>	略	略	略	略			
93	<u>43</u>	略	略	略	略			

略

イ 略

ウ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	略	略
略				
54	<u>26</u>	略	略	略
55	<u>27</u>	略	略	略
56	<u>28</u>	略	略	略
57	<u>29</u>	略	略	略
58	<u>29</u>	略	略	略
59	<u>29</u>	<u>22</u>	略	略
60	<u>30</u>	略	略	略
61	<u>30</u>	<u>23</u>	略	略
62	<u>30</u>	<u>23</u>	略	略
63	<u>31</u>	<u>24</u>	略	略
64	<u>31</u>	<u>24</u>	略	略
65	略	<u>25</u>	略	略
66	<u>32</u>	<u>25</u>	略	略
67	略	<u>25</u>	略	略
68	略	<u>26</u>	略	略
69	略	<u>26</u>	略	略
70	略	<u>26</u>	略	略

71	略	<u>26</u>	略	略
72	略	<u>26</u>	略	略
略				
74	略	<u>27</u>	略	
略				
86	<u>41</u>	略	略	
87	<u>42</u>	略	略	
88	<u>42</u>	略	略	
89	<u>43</u>	略	略	
90	<u>43</u>	略		
91	<u>44</u>	略		
92	<u>44</u>	略		
93	<u>45</u>	略		
94	<u>46</u>	略		
95	<u>47</u>	略		
略				
102	<u>53</u>	略		
103	<u>54</u>	略		
104	<u>54</u>	略		
105	<u>55</u>	略		
106	<u>55</u>	略		
107	<u>56</u>	略		
108	<u>56</u>	略		
109	<u>57</u>	略		
110	<u>57</u>	略		
111	<u>57</u>	略		
112	<u>58</u>	略		
113	<u>58</u>	略		
114	<u>58</u>	略		
115	<u>59</u>	略		
116	<u>59</u>	略		
117	<u>59</u>	略		
118	<u>60</u>	略		
119	<u>60</u>	略		
120	<u>60</u>	略		
121	<u>61</u>	略		

エ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	略	略	
略				

71	略	<u>27</u>	略	略
72	略	<u>27</u>	略	略
略				
74	略	<u>28</u>	略	
略				
86	<u>42</u>	略	略	
87	<u>43</u>	略	略	
88	<u>44</u>	略	略	
89	<u>45</u>	略	略	
90	<u>45</u>	略		
91	<u>46</u>	略		
92	<u>46</u>	略		
93	<u>47</u>	略		
94	<u>47</u>	略		
95	<u>48</u>	略		
略				
102	<u>54</u>	略		
103	<u>55</u>	略		
104	<u>56</u>	略		
105	<u>57</u>	略		
106	<u>57</u>	略		
107	<u>57</u>	略		
108	<u>58</u>	略		
109	<u>58</u>	略		
110	<u>58</u>	略		
111	<u>59</u>	略		
112	<u>59</u>	略		
113	<u>59</u>	略		
114	<u>60</u>	略		
115	<u>60</u>	略		
116	<u>60</u>	略		
117	<u>61</u>	略		
118	<u>61</u>	略		
119	<u>62</u>	略		
120	<u>62</u>	略		
121	<u>63</u>	略		

エ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	略	略	略
略				

51	<u>27</u>	略	略
52	<u>27</u>	略	略
53	<u>28</u>	略	略
54	<u>28</u>	略	略
55	<u>28</u>	略	略
56	<u>28</u>	略	略
57	<u>29</u>	略	略
58	<u>29</u>	略	略
59	<u>29</u>	略	略
略			
61	<u>30</u>	略	略
62	<u>30</u>	略	略
略			
65	<u>31</u>	略	略
略			

オ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	略	略	略	略	略
略						
66	<u>37</u>	略	略	略	略	
67	<u>38</u>	略	略	略	略	
68	<u>38</u>	略	略	略	略	
69	<u>39</u>	略	略	略	略	
70	<u>39</u>	略	略	略	略	
71	<u>40</u>	略	略	略	略	
72	<u>40</u>	略	略	略	略	
73	<u>41</u>	略	略	略	略	
74	<u>41</u>	略	略	略	略	
75	<u>42</u>	略	略	略	略	
76	<u>42</u>	略	略	略	略	
略						
78	<u>43</u>	略	略	略	略	
略						

カ 略

別表第24 (第17条関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	略	略	略	略	略	略	略

51	<u>28</u>	略	略
52	<u>28</u>	略	略
53	<u>29</u>	略	略
54	<u>29</u>	略	略
55	<u>29</u>	略	略
56	<u>29</u>	略	略
57	<u>30</u>	略	略
58	<u>30</u>	略	略
59	<u>30</u>	略	略
略			
61	<u>31</u>	略	略
62	<u>31</u>	略	略
略			
65	<u>32</u>	略	略
略			

オ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	略	略	略	略	略
略						
66	<u>38</u>	略	略	略	略	
67	<u>39</u>	略	略	略	略	
68	<u>40</u>	略	略	略	略	
69	<u>41</u>	略	略	略	略	
70	<u>41</u>	略	略	略	略	
71	<u>41</u>	略	略	略	略	
72	<u>42</u>	略	略	略	略	
73	<u>42</u>	略	略	略	略	
74	<u>42</u>	略	略	略	略	
75	<u>43</u>	略	略	略	略	
76	<u>43</u>	略	略	略	略	
略						
78	<u>44</u>	略	略	略	略	
略						

カ 略

別表第24 (第17条関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	略	略	略	略	略	略	略

略								
25	<u>59</u>	略	略	略	略	略	略	略
26	<u>62</u>	略	略	略	略	略	略	略
27	<u>65</u>	略	略	略	略	略	略	略
28	<u>68</u>	略	略	略	略	略	略	略
29	<u>70</u>	略	略	略	略	略	略	略
30	<u>72</u>	略	略	略	略	略	略	略
31	<u>74</u>	略	略	略	略	略	略	略
32	<u>76</u>	略	略	略	略	略	略	略
33	<u>78</u>	略	略	略	略	略	略	略
34	<u>80</u>	略	略	略	略	略	略	略
35	<u>82</u>	略	略	略	略	略	略	略
36	<u>84</u>	略	略	略	略	略	略	略
37	<u>86</u>	略	略	略	略	略	略	略
38	<u>88</u>	略	略	略	略	略	略	略
39	<u>90</u>	略	略	略	略	略	略	略
40	<u>92</u>	略	略	略	略	略	略	略
41	<u>93</u>	略	略	略	略	略	略	略
42	<u>93</u>	略	略	略	略	略	略	略
略								

イ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	略	2級	略	略	略	略	略	略
略								
49	略	<u>61</u>	略	略	略	略	略	略
略								

ウ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	略	略
略				
21	略	<u>59</u>	略	略
22	略	<u>62</u>	略	略
23	略	<u>65</u>	略	略
24	略	<u>68</u>	略	略
25	<u>54</u>	<u>70</u>	略	略
26	<u>56</u>	<u>72</u>	略	略
27	<u>58</u>	<u>74</u>	略	略
28	<u>60</u>	略	略	略
29	<u>62</u>	略	略	略

略								
25	<u>58</u>	略	略	略	略	略	略	略
26	<u>60</u>	略	略	略	略	略	略	略
27	<u>62</u>	略	略	略	略	略	略	略
28	<u>64</u>	略	略	略	略	略	略	略
29	<u>66</u>	略	略	略	略	略	略	略
30	<u>68</u>	略	略	略	略	略	略	略
31	<u>70</u>	略	略	略	略	略	略	略
32	<u>72</u>	略	略	略	略	略	略	略
33	<u>74</u>	略	略	略	略	略	略	略
34	<u>76</u>	略	略	略	略	略	略	略
35	<u>78</u>	略	略	略	略	略	略	略
36	<u>80</u>	略	略	略	略	略	略	略
37	<u>82</u>	略	略	略	略	略	略	略
38	<u>84</u>	略	略	略	略	略	略	略
39	<u>86</u>	略	略	略	略	略	略	略
40	<u>88</u>	略	略	略	略	略	略	略
41	<u>90</u>	略	略	略	略	略	略	略
42	<u>92</u>	略	略	略	略	略	略	略
略								

イ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	略	2級	略	略	略	略	略	略
略								
49	略	<u>60</u>	略	略	略	略	略	略
略								

ウ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	略	略
略				
21	略	<u>58</u>	略	略
22	略	<u>60</u>	略	略
23	略	<u>62</u>	略	略
24	略	<u>64</u>	略	略
25	<u>53</u>	<u>67</u>	略	略
26	<u>54</u>	<u>70</u>	略	略
27	<u>55</u>	<u>73</u>	略	略
28	<u>56</u>	略	略	略
29	<u>59</u>	略	略	略

30	<u>64</u>	略	略	略
31	<u>66</u>	略	略	略
略				
41	<u>86</u>	略	略	略
42	<u>88</u>	略	略	略
43	<u>90</u>	略	略	略
44	<u>92</u>	略	略	略
45	<u>93</u>	略	略	略
46	<u>94</u>	略	略	略
47	<u>95</u>	略	略	略
略				
53	<u>102</u>	略	略	略
54	<u>104</u>	略	略	略
55	<u>106</u>	略	略	略
56	<u>108</u>	略	略	略
57	<u>111</u>	略	略	略
58	<u>114</u>	略	略	
59	<u>117</u>	略	略	
60	<u>120</u>	略	略	
61	<u>121</u>	略	略	
62	<u>121</u>	略	略	
略				

エ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	略	略	略
略				
27	<u>52</u>	略	略	
28	<u>56</u>	略	略	
29	<u>59</u>	略	略	
30	<u>62</u>	略	略	
31	<u>65</u>	略	略	
略				

オ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	略	略	略	略	略
略						
37	<u>66</u>	略	略	略	略	略
38	<u>68</u>	略	略	略	略	略
39	<u>70</u>	略	略	略	略	略

30	<u>62</u>	略	略	略
31	<u>65</u>	略	略	略
略				
41	<u>85</u>	略	略	略
42	<u>86</u>	略	略	略
43	<u>87</u>	略	略	略
44	<u>88</u>	略	略	略
45	<u>90</u>	略	略	略
46	<u>92</u>	略	略	略
47	<u>94</u>	略	略	略
略				
53	<u>101</u>	略	略	略
54	<u>102</u>	略	略	略
55	<u>103</u>	略	略	略
56	<u>104</u>	略	略	略
57	<u>107</u>	略	略	略
58	<u>110</u>	略	略	
59	<u>113</u>	略	略	
60	<u>116</u>	略	略	
61	<u>118</u>	略	略	
62	<u>120</u>	略	略	
略				

エ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	略	略	略
略				
27	<u>50</u>	略	略	
28	<u>52</u>	略	略	
29	<u>56</u>	略	略	
30	<u>60</u>	略	略	
31	<u>64</u>	略	略	
略				

オ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	略	略	略	略	略
略						
37	<u>65</u>	略	略	略	略	略
38	<u>66</u>	略	略	略	略	略
39	<u>67</u>	略	略	略	略	略

40	<u>72</u>	略	略	略	略	略
41	<u>74</u>	略	略	略	略	略
42	<u>76</u>	略	略	略	略	略
43	<u>78</u>	略	略	略	略	略
略						

カ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1級	略	略	略	略	略
略						
10	<u>25</u>	略	略	略	略	略
略						

40	<u>68</u>	略	略	略	略	略
41	<u>71</u>	略	略	略	略	略
42	<u>74</u>	略	略	略	略	略
43	<u>77</u>	略	略	略	略	略
略						

カ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1級	略	略	略	略	略
略						
10	<u>24</u>	略	略	略	略	略
略						

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

栃木県人事委員会規則第22号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和46年栃木県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第16条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の210</u> (条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)) については、<u>100分の250</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の100</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の120</u>)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第16条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の190</u> (条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)) については、<u>100分の230</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の90</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の110</u>)</p>

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第16条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の200</u> (条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の240</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の95</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の115</u>)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第16条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の210</u> (条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の250</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の100</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の120</u>)</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和4年12月1日から適用する。

栃木県人事委員会規則第23号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

栃木県人事委員会委員長 井澤 晃太郎

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則(昭和29年栃木県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(非常勤職員に対する退職手当)</p> <p>第1条の2 職員以外の者で、条例第2条第2項の規定により職員とみなされるものは、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づき任命権者が定めるところにより勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日 <u>(1月間の日数(栃木県の休日に関する条例(平成元年栃木県条例第2号)第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)</u>が20日に満たない日数の場合 <u>にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)</u>以上ある月が引き続いて12月に至ったものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(非常勤職員に対する退職手当)</p> <p>第1条の2 職員以外の者で、条例第2条第2項の規定により職員とみなされるものは、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づき任命権者が定めるところにより勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____以上ある月が引き続いて12月に至ったものとする。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の職員の退職手当に関する規則第1条の2第1項の規定は、令和5年1月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。